

Title	独逸ハンザ貿易と諾威経済の衰退
Sub Title	The Hanseatic trade and the decline of Norway
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.3 (1952. 3) ,p.143(1)- 160(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19520301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520301-0001

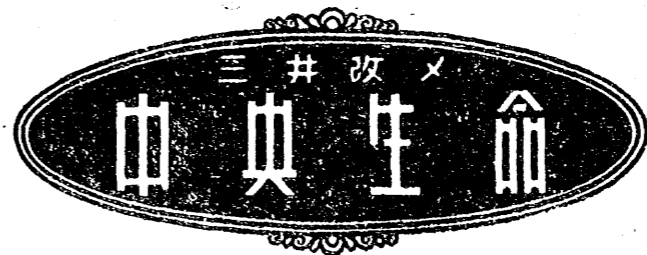
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



Bequest Life Insurance for KEIO

慶應義塾復興基金への御寄附は、年々わずかな金額で多額の寄附のできる弊社の寄附保険を御利用下さい



東京都中央区日本橋室町2の1

獨逸ハンザ貿易と諾威經濟の衰退

高村象平

第十三世紀中葉に東はフィンランドから西はグリーンランドに亘る廣大な領土を擁してゐた諾威も、外國商人特に獨逸ハンザ商人の侵入によつて衰退するに至つた。ハンザ商人が諾威の對外貿易を壟斷したからであり、更には、この獨逸ハンザの貿易支配が、諾威經濟の基礎たる農業に影響を及ぼし、これを謂ゆる慢性的危機の状態に追ひ込んだからである。これが管見では、獨逸ハンザ貿易と中世諾威經濟の衰退との關聯についての一般の見解となつてゐる。例へばオスカー・アルバート・ヨンゼン教授の「諾威經濟史」(一九三九年刊)は、教授が多年涉獵された原資料に基づいた且つ諾威經濟史家の手になる自國經濟史の總括的大著として意義を有するものであるが、右の問題に關する教授の結論は一般の見解と異ならず、寧ろこれを強化するものとなつてゐる。

然しながら右の一般の見解は必ずしも疑義皆無となし得ないやうに思はれる。本稿においてはその若干について述べて見たい。先づ第一は、獨逸ハンザ商人の諾威進出が諾威の對外貿易に與えた影響——一般の見解によれば悪影響——の問題である。ヨンゼン教授の言葉を借りれば、「ハンザ商人が發展しつつあつた(諾威)の市民的商人・船主階級を抑壓したことは全く明らかである」といふが、果してさういひ切れるかどうかの吟味である。ハンザ商人が諾

威に進出してその地歩を固めたのは、大約第十三世紀末乃至第十四世紀初年のことであつた。⁽²⁾その頃の諾威商人乃至海運業者ほどの程度に活動してゐたのであつたか。これについてはヨンゼン教授自身、同じく諾威經濟史家アレクサンダー・ブッゲ氏の所説を繼承して、諾威の「海運及び貿易の衰退は既に第十三世紀後半に明らかに認められる」といつてゐるところを顧りみて、その間に納得し難いもの存することを覚える。ハンザ商人の進出前に既に衰退してゐたものならば、前記の如く「ハンザ商人が發展しつつあつた諾威の市民的商人・船主階級を抑壓した」とは、決していひ得ない。後者は、前者に對する競争者たる資格を缺いた存在に過ぎなかつたといはねばならない。従つてハンザ商人が諾威市場に出現するまでの間、諾威商人がどのやうな地歩を擁してゐたかの検討を手懸りとして、この第一の問題の是非を決定する緒がつけられることになる。

第二の問題は、諾威におけるハンザ商人の貿易が諾威農民に及ぼした影響如何の吟味である。再びヨンゼン教授の所説を以てすれば、諾威における大麥及びライ麥生産は「廉價且つ良質の外國穀物と競争出來ず、その作付を縮少するか又は大麥から燕麥栽培に轉換せねばならなかつた。ハンザの貿易支配によつて惹き起された農業危機は、その後における黒死病流行後の勞働力不足によつて慢性的症狀を呈するに至つたのである」。⁽⁴⁾周知の如く中世後期歐羅巴における農業危機は第十四世紀中葉の黒死病によつて發生した。この疫病蔓延による人口激減が歐羅巴諸國の社會經濟構造に極めて深大な影響を及ぼしたことは縷説を要さないところであり、最近フリードリヒ・リットゲ教授はその長論文においてこれを再確認されてゐる。⁽⁵⁾然るにヨンゼン教授は、かかる定説と異なり、ハンザ貿易を以て諾威農業危機の根源とする。勿論ヨンゼン教授の著書とリットゲ教授の論文とは刊行の時日を異にするから、ヨンゼン教授が後者の論旨を知る筈もないが、ここで問題とするのは、果して獨逸ハンザの貿易が諾威農業の衰退を惹起したのかどう

かの點である。ヨンゼン教授のいふやうに、諾威農業の衰退は黒死病以前にはじまる諾威特有の現象であつたのか。そしてそれは獨逸ハンザ貿易に基づいて生じたのか。

更に一考すべきは、農業危機——農業衰退とは具體的に何を指していふのかの點である。素々諾威はその人口を養ふに足る穀産を缺く土地である。その諾威農業において、作付面積の縮少、農地の潰廢化は、確かに農業危機である。然し大麥栽培から燕麥栽培乃至飼料作物栽培に轉換したことも亦、農業危機と做し得るかどうか。大麥やライ麥の生産が行なはれなくなつたからとて、直ちに農業危機の發生とはいひ難い。のみならずヨンゼン教授も、穀物栽培は衰退したが、それに代つて畜産は改良され漁撈は従前にまして諾威經濟に大きな役割を占めるやうになつたことを指摘されてゐる。⁽⁶⁾それ故に、一般的見解における諾威農業危機とは狹義の農業の衰退を指すものと理解せねばならぬが、然しその他方において廣義の農業は衰退することなく、寧ろ飼料作物栽培の増加、牧畜業、酪農業、そして漁業の進展を促がして、諾威經濟は停滞もせず衰退もしなかつたといひ得るのではないか。これ等の點を本稿における第二の問題として採り上げてみたいと思ふ。

- (1) Oscar Albert Johnsen, *Norwegische Wirtschaftsgeschichte*. (Jena, 1939) S. 189.
- (2) 拙稿、諾威に於ける獨逸ハンザの商業(史學、第十七卷第二號)八一—一〇頁。
- (3) Ebenda, S. 188.
- (4) Ebenda, S. 85-6.
- (5) Friedrich Lütge, *Das 14.-15. Jahrhundert in der Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, in *Jahrb. f. Nationalökon. u. Statistik*, Bd. 162, Ht. 2, Mai, 1950 S. 161-213.
- (6) Johnsen, a.a.O. S. 150.

二

獨逸ハンザ商人が諾威に進出した第十三世紀以前、諾威の對外貿易は如何なる規模で營なまれてゐたか。

先づ東方ではバルト海地方について。第十世紀末から第十一世紀前半に諾威——主として東部諾威地方——と露西亞就中ノヴゴロドとの間に、かなりの程度の貿易關係が存した。然しこれは比較的短期間で熄み、第十二世紀には諾威商人は當時バルト海貿易の中心點であつたゴートランドに赴いたが、この貿易も、同世紀後半にはゴートランド人が専ら營なむところとなつた。彼等は一三〇〇年頃にはベルゲンに商館を設けてゐる程である。(1) フィンランド地方との貿易も第九世紀以降行なはれたが、第十一世紀中葉この貿易は諾威國王の獨占するところとなり、以來民間貿易は嚴禁された。勿論毛皮仕入による利益獲得をめざして禁令を潜つた私貿易は續けられたが、然し次第に國王の授權者の專營するところとなつて行つた。

次に西方の北海地域。西獨逸との貿易は第十三世紀前に既に重要ではなくなつてゐる。またフランドルとの貿易が盛になつたのは第十四世紀初葉以降であつて、それも主として獨逸商人の營なむところであつた。(2) 英蘭との貿易は諾威にとつて古く且つ最も重要であり、第十三世紀中葉を最盛期とする。然しこの貿易において、獨逸商人の競争は最も激しかつた。(3) ブッゲ氏の引例するところによれば、一〇五三年多數の獨逸人(Sudmenn)は嵩荷を積んで英蘭から諾威に航海した。(4) 即ち彼等は當時既に英諾間の貿易に参加してゐたのである。また一二二四年六月リンにおいて、麥粉及び麥芽を積載した十隻の獨逸商人(獨逸皇帝及びザクセン侯の商人)の船が、英國王の命によつて釋放され出帆したといふ記録もある。(5) リンは諾威貿易において主要な穀物積出港であつた。ハンザ文書集に收録されたところによれば、一二四九年同じくリンにおいて、英國王ヘンリー三世は穀物輸出禁止令にも拘はらず、穀物を積んだ四隻の獨逸商人の船の出帆を許可してゐる。(6) 但し英諾貿易に關與した外國商人は獨逸商人だけではなかつた。例へば一二一三年英國王は、二名のフランドル商人がサザンプトンに輸入して押收された魚を、彼等に返還することを命じてゐる。(7) 魚の種類は不詳であるが、當時諾威産の魚の輸出にフランドル商人が参加してゐたことはこの文書によつて窺はれる。諾威本土の西方との貿易においてこの外に加ふべきは、アイスランド及びグリーンランドとの貿易である。前者については西部諾威(ベルゲン及びトロニエム)の商人が優越的地位を占めたが、第十三世紀初年にアイスランド人の間にこれに基づく經濟的從屬を嫌ふ氣配が現はれてゐる。同島は一二六四年諾威領に併合されたが、この時には既にこの貿易は衰退してゐた。(8) またグリーンランドは、第十二世紀中葉にトロニエム司教區管内に編入されて以來、本土との貿易が一層盛となつた。然し一二六一年この貿易は諾威國王の獨占權下に置かれたのである。(9)

以上の概觀によつて、第十三世紀に、官營貿易を除いて、諾威の私貿易は次第にその範圍を限定され、諾威商人に代つて外國商人が有力となつて行つたことが解る。換言すれば、獨逸ハンザ商人が諾威において重要な地位を占めるに至らぬうちに、早くも諾威商人の對外貿易は停滯、更には衰退してゐたのであつた。従つて本稿の最初に掲げた獨逸ハンザ商人の進出と諾威對外貿易衰退との相關關係の存在についての一般の見解は、當つてゐないことになる。のみならず諾威の國土の特質からして穀物輸入は人口増加と共に平年においても必要とされ、特に凶年においては不可缺のものであつたことを俟たないが、この輸入——大量輸入——が果して諾威商人によつて行なはれたかについても疑念なしとしない。それは彼等が使用した船舶の構造から生ずる疑問である。

その船型は二種あつた。一つは主として東部諾威商人が丁抹やバルト海諸港との交易に用ゐた謂ゆる「バルト海航

行船(austrfararskip)であつて、船首樓と船橋樓とを備えた船型である。⁽¹¹⁾然しこの使用は諸威商人のバルト海貿易終焉と共に熄んだ。他の諸威船型は、船艙のない謂ゆる Langschiff である。嘗てウィキングがその航海に使用したものと同一ものである。商船ではない。本来戦闘用のものである。従つてこの Langschiff が前述の對外貿易に使用されてゐたといふ場合、積載する貿易品は奢侈品乃至これに類するものと判断せざるを得ない。穀物の如き嵩荷の運送は不可能に近い。それ故第十三世紀後半に獨逸商人が使用しはじめた貨物船(謂ゆるコッゲ船型)には競争し得べくもなく、ここに諸威商人は敗退したといへやうが、然しそれよりも、諸威商人は對英貿易のやうな穀物輸入は自國船を以て營なむことなく、これを外國商人に委ねるか又は外國商船を備船して行なつた。それが第十三世紀、第十四世紀に至つても彼等が Langschiff を引續き使用してゐたことを説明すると考えられる。

Langschiff の繼續利用は、諸威商人がこの船型を以て不足を感じなかつたからである、それはヨンゼン教授のいふやうに、「古諸威人の如き海國民且つ造船者が造船術の進歩に努めなかつたことは謎である」⁽¹²⁾のではない。Langschiff は諸威の海防用のものであつた。同國の沿岸地帯は二七九の地區に區分され、各地區の土地所有者は乗員と艙装した一隻の Langschiff を年々三ヶ月間海防に提供する義務を負つてゐた。⁽¹³⁾この服務を終つて歸還した Langschiff が、商船として利用されたのである。魚類の運送には、この船型で十分足りた。諸威沿岸の狭い峽谷を縫つて荷揚場に達するには、コッゲ船のやうな舷側の高いそして船幅の廣い船型よりも、Langschiff の方が遙かに運用に便であつた。それ故に諸威では Langschiff が長く使用されたのであり、またこのことからして中世諸威の貿易航海とは、奢侈品を對象とした外洋貿易か或は自國の沿岸貿易を主としたものであつたことが解る。

それ故諸威に外國商人が進出して、諸威商人は直接被害を蒙むること殆んどなかつた。兩者共にその活動する場

所を異にしたからである。第十一世紀中葉既に獨逸商人が英諸貿易に關與してゐた事例は上述したが、第十二世紀後半(一一八六年)におけるスヴェーレ王の言葉から、當時諸威に來航した外國商人について知ることが出来る。即ち同王は、外國商人特に小麦、蜜、小麦粉、毛織物を搬入する英蘭商人を賞揚すると共に、大船に乗じバター及び鱈を求めて來航するが交易品としては葡萄酒だけしか船載しない獨逸商人を非難した。また諸威に産せずしかも缺くことを得ぬもの(亞麻、大麻、蠟等)を輸入するオークニー、シェットランド、フェール・エール、アイスランドの人々も歓迎するといつてゐる。⁽¹⁴⁾右の英蘭商品は、斷はるまでもなくそのすべてが宮廷乃至貴族層の消費物であるが故に國王の感謝するところとなり、また獨逸商品は、比較的廉價の故に國內に飲酒の悪弊を弘めるとして非難されたわけであつた。然しこの獨逸商人——恐らく葡萄酒の産地たるライン、ウェストファールの西獨逸商人は、他方において諸威輸出品との關聯から、諸威大地主層——その中には國王も亦含まれる——にとつて、寧ろ歓迎すべき渡來者であつたといつてよい。蓋し彼等が諸威から輸出するバターも鱈も共に諸威農民・漁民が大土地所有者に支拂ふ貸貸借料であり、後者は自家消費量を越えた餘剰を居ながらにして賣却する機會を得たからである。従つて諸威の西獨逸貿易が第十三世紀前に重要でなくなつたことを前述したが、それは西獨逸商人が渡來するが故に敢えて西獨逸へ赴むく要はなくなつたといふ意味に解さねばならないのである。

諸威の大土地所有者は、單にその餘剰産物を獨逸商人に賣却するといふ關係を有したばかりでなかつた。彼等は屢屢匿名組合といふ形態で獨逸商人と共同企業をも營んだのである。⁽¹⁵⁾レーマン教授は第十三世紀中葉にこの匿名組合が諸威に盛であつたことを示すものとして、第十三世紀の諸威法律書「國王の鑑」の一節を引例してゐる。即ち貴族がその子に對して財産投資の原則を訓えるに、「その三分の一を、良き交易都市に居住し取引に通曉した確實な人との

組合に投じ、残り三分の二を、様々な場所や貿易航海に投すべきこと」を以てしてゐる。謂ゆる危険分散の勸告であるが、然しこれは單なる訓戒にとどまらず、當時既に共同企業をなし得る確實な商人が諸威の都市に居住してゐたことをも語つてゐるものとせねばならない。それは東部諸威においてはツンスベルクやオスロー、西部諸威においてはトロニエムやベルゲンに來住する外國商人、特に獨逸商人であつた。後者ベルゲンの埠頭に添ふ一劃には諸威の國王、貴族や教會等の大土地所有者の倉庫が連なり、大船を以て來航した西獨逸商人はこれ等から前記諸威産物を購入したのであつたが、第十三世紀後半以降東獨逸商人——獨逸ハンザ商人が穀物を船載するに及んで右の倉庫は彼等に賃貸された。やがてそれ等はハンザ商人の買收するところとなり、ここにチスケブリッゲン(獨逸河岸)と呼ばれるハンザ居留地の形成となる。それは第十三世紀末から第十四世紀前半にかけてのことであつた。⁽¹⁶⁾

- (1) Alexander Bugge, Der Untergang der norwegischen Schifffahrt im Mittelalter, in VSWG. Bd. 12. (1914) S. 130-1.
- (2) Johnsen, a.a.O. S. 39-40.
- (3) Bugge, a.a.O. S. 135-7.
- (4) Ebenda, S. 137-8.
- (5) Ebenda, S. 104.
- (6) J.M. Lappenberg, Urkundliche Geschichte des Hansischen Stahlhofes zu London. (Hamburg, 1851), Nr. XX.
- (7) HUB. I. Nr. 374.
- (8) Ebenda. I. Nr. 102.
- (9) Bugge, a. a. O. S. 94-5.

- (10) Johnsen, a.a.O. S. 37.
- (11) Bugge, a.a.O. S. 110.
- (12) Johnsen, a.a.O. S. 138.
- (13) Ebenda, S. 53-4.
- (14) Ebenda, S. 115.
- (15) Kari Lehmann, Altnordische und hanseatische Handelsgesellschaften, in Zt. f. d. Ges. Handelsrecht. Bd. 62. (1908) S. 301-2.
- (16) 前掲拙稿、一七頁。但しハンザ商人が所有したのは家屋だけであつて、敷地はさうでなかつた。

三

前節に述べたやうに第十三世紀後半に諸威の遠隔地貿易が萎縮し、貿易航海は自國の沿岸貿易を主とするやうになつた時に、大量商品の輸出入を行なふ外國商人の諸威進出があつた。その中に獨逸ハンザ商人もゐた。然し彼等外國商人が諸威の對外貿易を壟斷するやうになつても、それによつて諸威商人・船主が壓倒されたのではなかつた。後者はその頃既に對外貿易に携はつてゐなかつたからである。のみならず後者の營なむ國內沿岸貿易も、外國商人の進出によつて實質上損失を蒙むることはなかつたのである。

然しながら尙問題は残つてゐる。ブッゲ氏によれば、⁽¹⁾ハーコン・ハーコンソン王(一二二七—一二六三年)治下最盛期に達した諸威對外貿易は、その後徐々に衰退して遂に一二三〇年頃その重要性を全く喪失したのであるが、この最盛期を享受した諸威商人がどうして没落して行つたのであるか。その理由の究明が残つてゐる。その一因として貿易品

内容の變化、即ち奢侈品貿易から必需品貿易への移行といふ時代の轉換は、既に前節において指摘した。ヴィキングの後裔も亦時代の潮流には抗し得なかつたのである。然しさういつた外部から加えられる壓力の外に、彼等が第十三世紀後半を境として國內にこもるやうになつた理由はなかつたのであらうか。既掲の諸威經濟史の一般的見解——獨逸ハンザ商人の競争が諸威商人階級を壓倒し後者の對外市場を壟斷したからといふもの——が當を得てゐないこと前述の如くである以上、諸威の市民的獨立商人が謂はゞ受動的な國內商品交易に甘んずるやうになつた理由は、外國商人乃至獨逸ハンザ商人の進出以外に求めねばならないが、それは何であつたのか。これについて以下に考察を加えた。

諸威の市民的獨立商人の事情を顧みるに當つて先づ問題となるのは、彼等の生活の根據たる中世諸威都市の状態である。中世歐羅巴諸國の都市に比して諸威のその特徴となるものは、その數の極めて僅かであつたことを除けば、各々が特權を擁すること僅少であつたことにある。⁽²⁾即ち第十二世紀において合計十都市、第十三世紀に十二都市、第十四世紀に至つても總計十四を數えるに過ぎないが、この少數であつたことは、謂ゆる建設都市が中世諸威には皆無であつたからである。⁽³⁾そのいづれも商業交易の發達に基づき國王から既存の市場聚落に法的獨立が賦與され、以て市場と自治權と獨自の裁判權とを具える都市となつた。謂はゞ都市に生長したのである。しかもこれによつて他國に見られるが如き都市と農村との對立は生じなかつた。蓋し諸威には自由民・不自由民の分岐なく、農村も亦自由であつたから、謂ゆる市風自由の原則の適用下に市民が特殊の社會的地位を擁するが如きはなし得なかつたのである。⁽⁴⁾また外形からしても都市と農村との區別は殆んど立て難かつた。周圍に防壁を繞らすこともなく、すべての都市が山河峽谷等の自然的保護を以て足れりとしてゐた。オスローを一例にとれば、第十三世紀に同市の司教居所に堅固な周壁を

構築し、王宮も亦これに倣つたが、都市地區には何等防壁がなかつたのである。⁽⁵⁾

諸都市は一人の都市領主を載いた。諸威國王である。各都市は國王の代官によつて監督された。第十三世紀に市會制度が設けられるやうになつた時においても、亦次の世紀に至つても、市民による完全な自治はなかつた。⁽⁶⁾例へば一二九五年エリク・マグヌソン王は、都市の商人及び手工業者の組合結成を禁止してゐる。⁽⁷⁾この強制的措置は彼等の勢力の増大を萌芽のうちに摘みとるといふ内政的理由に出づるものであつたが、しかもこの禁令が外國商人乃至手工業者の進出に對する抵抗力を弱めたことは疑ひなく、この發令に對して諸威商人や手工業者が抗議を提起することもないのであつた。更に都市内の商取引や關稅徵收に國王の財務官が關與したことは、都市が國王の財源として設置されたものであつた以上當然である。⁽⁸⁾市民は自市の市場を支配することすら難かつたのである。かくの如く獨立の權利が賦與されてもそれが名目のものに過ぎぬ諸威都市が、自由な發達の途を歩み行く筈はなかつた。それは都市を本據とする商人の行程にも該當する。彼等は機會を得た場合には、個々の市民として、個々の商人として、聲望を集め資産を累ねることは出來た。然し市民階級として、獨立の商人階級として、確固たる地歩を擁することは出來なかつた。かかる成長は許されなかつたのである。換言すれば中世諸威には市民的獨立商人階級は存しなかつたのである。

しかも個々の成長・發展すら實は至難であつた。それは彼等の生業遂行には國內に強大な競争者があつたからである。即ち中世を通じて國王、貴族、教會、そして爾餘の大土地所有者は、夫々自己の船舶を所有し自ら對外貿易を營なんだからである。既述の第十三世紀前半に英蘭に赴むき小麥その他の穀物を需めた諸威船は、多くは諸威國王やトロニエム大司教やホヴェイ修道院等々の所有する船舶であつて、彼等の計算において交易するものであつた。それ等の代理人として諸威商人は英蘭に赴むいた。またハンザ諸都市にすら貿易航海をした。ブッゲ氏はその例として、

一四三八年スタヴァンガーの司教と騎士エルランドソンの船がシテティンから商品を輸出したことを傳えてゐる。⁽⁹⁾それ故諸威の對外貿易の盛期において活躍した諸威商人・船主は、必らずしも獨立商人であり獨立船主であつたのではなかつた。しかも彼等を代理者に任じた有力者——國王、貴族、教會等——は、本來ならば諸威商人の最大の顧客たるべきものである。その顧客——消費者が自ら貿易を営むのみならず逆に強大な競争者として立ち現はれたのであつたから、それだけ諸威獨立商人の致富の機會は減じたわけであつた。諸威商人が確固たる地歩を占め得なかつた一因はここに存したのである。

諸威商人の競争者となつたのは、然しながら右の國內有力者だけではなかつた。既述の諸威における都市と農村との對立缺如といふことから直ちに類推し得るやうに、商業貿易を営む權能は市民特有のものではなかつた。誰でも農民でもこれを國內において、また外地に赴むいて、行なひ得た。この點は全く自由であつた。しかもこの自由は農村における必要勞働力すら缺かしめる傾向を示したので、一二六〇年には夏季に商業貿易を営むには最低三マルクの資産を有することを資格條件と定めるに至つてゐる。⁽¹⁰⁾斷はるまでもなくこの發令は、彼等の農耕勞働を必要とする聖・俗大土地所有者——同時に前述の如く貿易企業家でもあつた——の利害に發するものである。この制令はその後繰り返し發せられてをり、またその限度も十二マルクに引上げられてゐることから見れば、これが容易に遵守され得なかつたこと、そして農民の商業貿易が少なくとも當時の農民にとつて利益あるものであつたことを、推定せしめる。その個々の取引量は、前記の國內有力者層の營なむそれに比して少額であつた。⁽¹¹⁾然し彼等の活動が、都市の商人にとつて有利なものでなかつたことは疑ひを容れない。既述の如く沿岸貿易に重點を置いた彼等にとつて、同じく沿岸貿易を主とする小資本の農民の商業航海は、その企業的農民の數が多いだけに却つて煩はしい存在であつた。こ

にも諸威の市民的獨立商人の發展を阻むものがあつたのである。

要するに、自由都市といふ地盤を持たず、利己的な上層階級と農民との競争の間に挟まれてゐたのが、中世諸威商人であつた。彼等は時流といふ外力からだけではなく、國內の政治的社會的關係によつても亦その伸張を阻止されてゐたのである。外觀からすれば彼等の貿易航海活動の萎縮であり没落であるが、これを招來したのは右の如き理由によるのであつた。

- (1) Bugge, a.a.O. S. 97.
- (2) Eberda, S. 96.
- (3) Johnsen, a.a.O. S. 93, 96.
- (4) Eberda, s. 67-8, 98.
- (5) Gerard Fischer, *Alt-Oslo*, in *HGhll.* Jg. 54. (1929) S. 148-50.
- (6) Karl Hegel, *Städte und Gilden der germanischen Völker im Mittelalter*. (Leipzig, 1891) Bd. 1. S. 375.
- (7) Bugge, a.a.O. S. 96, Johnsen, a.a.O. S. 128.
- (8) Hegel, a.a.O. S. 386.
- (9) Bugge, a.a.O. S. 96, 148.
- (10) Johnsen, a.a.O. S. 109. *Norwegisches Recht, Das Rechtsbuch des Frostofnings*. Einleitung, § 20. (Gernanrechte, Bd. 4) Übers. v. Rudolf Meissner. (Weimar, 1939) S. 9.
- (11) Johnsen, a.a.O. S. 113.

E

獨逸ハンザ商人の諾威進出が諾威の對外貿易乃至海運に、少なくとも諾威の獨立商人に關する限りは、殆んど影響するところなく、また彼等を没落せしめたものでもなかつたことを以上に述べたのであるが、では諾威農業に對してはどのやうな關係を持つたか。一般的見解における如く諾威農業を衰退せしめたのであつたか。これについての考察が本稿における第二の課題である。

第十三世紀に至るまでの諾威農業の發展を傳へる重要資料は、古き地方法律書であつて、現存するものは西部地方におけるグーラ民會法律書(第十二世紀後半に編纂)と北部及びエムトランド地方についてのフロスタ民會法律書(第十三世紀前半に編纂)とであり、更に東部地方の事情はマグヌス・ラガベール王の發した土地法(一二七四年)によつてこれを窺ふことが出来る。⁽¹⁾然しこれ等に據つての説述はここでは必要でない。中世諾威では大土地所有はあつたがグランドヘルシャフトはなく、それに伴つて大土地所有者はその土地を自由農民に貸貸したこと、貸貸借期間は最初は一ケ年間の短期であつたが、前記の第十三世紀後半の土地法には延長して三ケ年間に定められてゐること、この土地貸借料は現物(穀物、穀粉、バター、革、毛皮、魚、獸脂、鹽、タール、板等)で支拂はれ、その額は慣行によつて確定されてゐたこと、但し地價の上騰に伴ひ定額貸借料の外に、賃借者は毎年又は三年毎に數日間土地所有者及び隨伴者を宿泊せしめる(skydveizla)といふ形で追加支拂を要求されたことを、指示して置くにとどめる。最後に掲げた宿泊義務は濫用の弊害を伴つたので、前記の土地法において禁止され、またその後ハーコン五世(一二九一—一三一九年)以降屢々同一趣旨の禁令が出てゐるが、その實效はなかつた。従つて諾威農民にとつては土地賃料は不變でもその負擔は加増して行つたのである。

開墾によつて耕地は漸増した。然し農耕技術は殆んど進歩の跡を示してゐない。一部には四圃式農法も行なはれたが、一般には單圃連作經營であつた。東部の平地地帯では牛耕次いで馬耕へ移行した。然し西部・北部地帯では依然として手鋤、手鋤による耨耕に終始してゐた。⁽⁸⁾それ故前節に觸れたやうに、第十三世紀後半以降農民の商業に對する禁令が再三發布されたわけであつた。即ちこの禁令における最低資産條項が、ノロスタ民會法律書の序篇に「労働に『ついて』と題して收められてゐることは、該法律書が上述の如くトロニエム地方を適用範圍とすることと思ひ併せて西北部諾威における農耕労働(手作業)が如何なるものであつたかを察知せしめるに足る。農民の商業の制限は、他面において農耕労働の強制であつた。然し土地貸借期間は三ケ年と法定されてゐる。勿論それは三ケ年毎に必ず賃貸借者を變えろといふことではなかつたが、短期間の賃借地では收利的營農は望み難かつた。ここに中世諾威農村における一般的貧困化の根據があつたのである。しかも一般農民が農耕生活を嫌つて農繁期に當る夏季(五月九月)に離村することは、彼等を賃借者とする大土地所有者の利益に背反する。この故に労働強制令が發せられたのであつた。

このやうな農業事情にある諾威に、獨逸ハンザ商人は諾威にとつてもすれば不足する穀物を連年船載した。その穀物輸入が諾威農業を一變せしめたと解することは容易である。然しそれは諾威農業の重點の移行、大麥栽培が燕麥栽培に變り更に農耕よりも畜産・漁撈が諾威經濟上に大きな意義を有するやうになつたとはいひ得るが、これを以て諾威農業の衰退とはいひ難い。のみならず獨逸ハンザ商人が諾威に確固たる地歩を占めるやうになつた時と前後して諾威は全歐羅巴的現象に捲き込まれて了つてゐる。それは第十四世紀中葉における黒死病の流行とその影響とである。

歐羅巴大陸諸國におけると同じく、諾威においてもこの疫病の蔓延による人口の喪失は二分の一から三分の一の間であつた。ヨルゼン教授に據つて一三〇〇年頃の諾威の全人口を四〇萬とすれば、⁽⁴⁾ペスト後の全人口は二〇萬餘に減

じたわけである。生命を奪はれた者が人口のどの層に多かつたか。歐羅巴大陸における如く下層人口に最も多くの死亡者を出したか否かは不詳である。ともかくこの人口の半減は、既墾耕地の放棄、農地價格の低落、土地賃料の引下げを生じた。(一三五〇—一四〇〇年の間に地價は、東部オスロー周邊においてペスト前の平均價格の五二%に低落し、西部地方では四〇%、北部では三〇%、處によつては二五%にすら低落した。即ちこれによつてペストの被害は北部に最も甚しく、西部これに次ぎ、東部が最も輕かつたことになるが、然し東部地方においても地價は半減したのである。また土地賃料は現物の場合従前の二二%に、貨幣で支拂はれてゐる地方では三四%に引下げられた。(5)

かかる變動が土地所有者に及ぼした影響の程度は、王室、貴族、教會、農民(數ホーフを經營する富農、一ホーフを耕作する中農)の各々に於いて異なつたが、總じて彼等が被害者であり、他方において、借地農が逆に有利な條件下に置かれたことは否めない。農業労働力は缺乏し賃銀は上昇する傾向を見て、諸威王室は他の歐羅巴諸國におけると同しく、諸般の措置によつて農耕労働力の確保に努めた。賃銀釘付け、他種労働より農業労働への強制轉用、農民の商業航海從事に必要とする最低資産額の引上げ、借入資金による商船建造禁止等々である。(6)然しこれ等の命令も大なる効果を擧げるには至らなかつた。従つて農耕が繼續される場合、大麥よりは必要労働量の少ない燕麥が栽培されてこれが諸威農業の主要穀種となつた。貸借期間もペスト前の如く短期ではなく、長期乃至永代のそれが一般となつた。(7)また既墾地が放棄された場合、時日の経過と共にそれは林地と化した。或は牧地に變じて、牧畜に主力が注がれる機縁を提供した。第十四世紀後半に現物賃料が穀物で支拂はれること少なくなり、東部・西部ではバター・チーズ・皮革等の畜産物が、また北部では魚類が用ゐられること多くなつたといふ事情も、ペストの影響であつた。(8)

ペストによる諸威農業の變貌はこの外に多くを數え得るが、それは措いて以上に概説したところだけから見ても、

この疫病の襲來が狹義の農業の危機を齎したことは否み得ない。それは既述の一般の見解による獨逸ハンザ貿易の浸透によつて蒙つた被害よりも、直截的であり遙かに深大であつた。それ故第十四世紀、第十五世紀における諸威農業の危機——没落は諸威特有の現象ではなく、全歐羅巴的現象の一環であつたといはねばならない。そして獨逸ハンザ貿易は、寧ろこの危機から諸威を救出するところあつたとすらいひ得る如くである。蓋しハンザ商人が諸威から輸出する主要物資は、諸威の農民・漁民の産する魚類、バター、皮革等であつて、これをリュベック市經由で歐羅巴各地に轉賣したからである。謂はゞそれ等生産物の販路を確保したからである。

これをバターについていへば、諸威史家ヨーハン・シュライナー氏の最近の研究によると、一四〇〇年頃諸威東部及び西部におけるバターの價格は、穀物その他の農産物に比して五〇—六〇%増加したといふ。(9)更にブルンス教授によれば、リュベックにおける諸威(ベルゲン積出)バター價格は一トンにつき一四〇〇年に三リュベック・マルク、一四五七年には九マルク、(10)即ち二〇〇%の上騰であつた。素よりこの騰貴が直ちに諸威の生産者を潤はしたといふことは出来ない。またペスト後の歐羅巴において、一般に食肉その他畜産品の價格は穀物價格に比して低落すること少なかつたといはれるのであるから、(11)諸威バターの價格騰貴は諸威特有の現象とは做し得ない。それは歐羅巴全體の現象であつた。然し一四四七年のコペンハーゲン協定において獨逸ハンザが丁抹⁽¹²⁾諸威當局と約した事項の中に、ハンザ商人はその時の事情に従つて販賣すべきこと、即ち廉く買つたら廉く賣り、高く買つたら高く賣ること⁽¹²⁾換言すれば需給の如何には關係なく、買入價格に應じて販賣價格を定むべきことがあるからには、右の價格騰貴は諸威農民にとつて有利な事情を語るものと見てよい。諸威の土地所有者層も亦この利益に均霑したことは疑ひないが、然し前述の如くペスト後における土地賃料の引下げ、長期貸借の締結といふ事實から顧りみて、利益は借地農民の側に一層

多かつたといはねばならぬ。

かくの如く穀物生産から畜産への轉換は諸威農民にとつて有利に展開した。その轉換は、人口半減といふ突發的現象によつて促がされたのである。獨逸商人が諸威からバターや魚を積出したのは、既掲のスヴェーレ王時代以來であつた。若しこの貿易が諸威農業に危機——没落を招來せしめるのであつたならば、危機は早くも第十二世紀末乃至第十三世紀に發生してゐなければならなかつたわけである。然るにそれは生じなかつた。假りに畜産への轉換を以て農業没落と見るとしても、その發生は黒死病流行後であつた。これは、ハンザ貿易と諸威農業の没落との間には、直接の關係がなかつたといふことである。

- (1) 拙稿、諸威の農地世襲〔資本主義の歴史的問題〕所收、二九頁參照。
- (2) Johnsen, a. o. S. 79.
- (3) Ebenda, S. 81.
- (4) Ebenda S. 140. 71,
- (5) Ebenda, S. 153.
- (6) Ebenda, S. 148.
- (7) Ebenda, S. 142, 154.
- (8) Ebenda, S. 150-1.
- (9) Johan Schreiner, Pest og Pristall i Semmidalderen et Problem i Norsk Historie. (Oslo, 1948).
- (10) フライナー氏の所説は長友小松芳喬教授の示教に負ふ。
- (11) Friedrich Bruns, Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik. (Berlin, 1900) S. LXXXVI-LXXXVII.
- (12) Lütge, a. a. O. S. 179.
- (13) HR. II. 3. Nr. 312. § 5.

(昭和二十七年二月五日稿)

地頭領主と庄園體制

——十三世紀に於ける紀伊國阿氏河庄——

服部 謙 太郎

はしがき

最近に於ける日本經濟史研究の成果は、日本の封建社會の成立過程に就いて、一應の見透しを與えることにほゞ成功した如くである。⁽¹⁾しかしそれは從來の研究の立ち遅れを取り戻すべく急速に行われたために、尙お幾多實證され得ない部分を推測を以て埋めた一個の假說的結論たるの域を脱していない。従つてこの見透しが正しいか否か、正しくないとするれば如何なる點が修正されねばならぬかは、一に今後の實證的研究の進捗に俟たねばならない。ところで日本の封建社會の成立過程を經濟史的に跡づけるための根本史料となるものは、いわゆる大社寺の庄園文書を除いては他に求めること殆んど不可能である。それ故從來の中世經濟史研究も庄園の研究が中心をなしてきたのであるが、しかしこれらの研究は大體に於いて庄園そのものの制度・構造の研究であつて、庄園という框を越えて封建制もしくは農奴制的關係が如何にして育まれ且つ成長していつたかという點に就いては何等の關心をも示していないものであつた。かくて戦後に於いては封建社會成立史の立場から更めて庄園文書を再検討することが要請されているのであつて、既にそのような立場から成された幾つかの優れた研究も現れている。ただ庄園文書による研究がややもすれば陥り易い缺陷として指摘されている點は、對象が庄園という一つの小宇宙に限定されるために、個々の事實が當時の全